



【社長から～心にとめておきたい言葉】

モチベーションとは、命令や指示では生み出せない！

【まごころ通信】by小峰裕子

第11話 仕事に対する10パーセントの不安

スポーツの秋ですね。皆さんが好きな野球は、クライマックスシリーズが始まりリーグ優勝そして日本シリーズと盛り上がり、話題に事欠くことはなさそうです。一方でひと頃活躍した選手の引退が伝えられるなど、ファンとしては寂しさを感じる頃でもあります。

現役を退くアスリートは、その理由として「競技者としての限界」を口にします。一流のアスリートは、勝利し続ける武器を持っています。しかし、いつの頃からか次第に通用しなくなり、やがて自分の役割が終わったことを自覚するのです。もしかすると、これは仕事にも共通することではないでしょうか。

「このやり方だと上手くいく」「ここが勝負のしどころだ」。仕事において優れた結果を出す事が出来る人は、ビジネス感覚という武器を必ず持ち合わせていると思うんです。ただ感覚は永遠ではありません。日常に流され、雑音に惑わされ、錆びたり衰えたりしますよね。筋肉と同じで日々の鍛錬がやはり必要なんです。仕事に自信を持つことはいいことです。ただ、「あれ？」と思うときがあるんです。それは大切にしなければいけない感覚で、流されてはいけません。方向性を誤ってしまいかねない事態に陥るからです。

私は仕事に対していつも少しばかり不安を感じているくらいがちょうどいいと思います。少しばかりというのはどの程度かという、30%だとツメが甘い感じがしますから10%くらいでしょうか。このバランスが日々の鍛錬に繋がるのかなと感じつつ、いつの日か引退のタイミングを思う日が来るのでしょうか。やり切ったとか満足したとかではなく、自然に思えるようになるのかもしれない。



■□■—————9月の記録—————□■□

【今月の自己申告ノルマ:達成】

今月は、酒匂さん、藤原さんともに自己申告した売り上げ目標に到達していません。業績給は留保します。

【今月の売上トップ】

貸仲介手数料トップ藤原さん



【今月の管理受託物件】

白水駐車場



【酒匂店長より】

知恵をふりしぼりましょう。知恵が出ない時は体を動かしましょう。知恵も出さない体も動かさなければ何も進歩はありません。

【9月の社内研修会】強制参加

9月25日(木) 16:00～17:30

社内研修会を開催しました。テーマ「無権代理と成年後見制度」

講師は司法書士、國府寺恵子さんでした。



【小峰勇治さんが宅建協会相談員ブロック研修会に参加しました】

9月4日(木) 宅建協会無料相談員を執務しました。

9月17日(水) 宅建協会無料相談員ブロック研修会に参加しました。

9月18日(木) 宅建協会東部支部幹事会に監査と

【小峰裕子さんが勉強会に参加しました】

9月3日(水) 福岡市NPO・ボランティアセンターあすみん交流会に参加しました。テーマは「超高齢化するコミュニティを考える」でした。

9月13日(土) 書くコミュニケーション講座「KP法実践・ファシリティグラフィック」に参加しました。

9月22日(月) 相続アドバイザー協議会勉強会に参加しました。テーマは「家族信託」と「争族にならないための法律知識」でした。

9月27日(土) アクロス福岡で行われたFPフェア2014(日本FP協会主催)に参加しました。



【レッツスタディ】No.18 文責:酒匂房信
「103万の壁」と「130万の壁」とは？



ご主人が会社員、妻がパートの場合です。よく「妻の給料が103万を超えてしまうと扶養からはずれる」と聞きますが、これはどういうことなのでしょうか？



扶養と呼ばれているものは一般的に大きく考えて①税金の扶養(国税庁所管)と②社会保険の扶養(社会保険庁所管)の2種類があります。前者は年間の給料の総額が103万円未満の場合、「基礎控除38万」+「給与所得控除65万」の合計額が103万円となりますので、この場合所得税はかかりません。例えば給料が110万の場合、103万の控除後の7万に対し10%の税金がかけられて、妻自身で支払う税額は7千円となります。これが「所得税の扶養からはずれる」ということとなります。ご主人側からすると「配偶者控除」が使えなくなりますが、その代わりに妻の給料が141万までは「配偶者特別控除」なるものが発生します。(ややこしいですね)つまり一気に税負担が上昇するわけではありません。

次に後者です。妻の給料が130万円を超えると夫の扶養からはずれ、所得税に加え年金、健康保険ともに自分で支払わなければならなくなり、支出が増えることとなります。頑張っって働いて130万を超えたばかりに妻自身の増加支出は年間30万ほどになります。つまり給料が130万円～160万円以下の妻は、働き損の可能性が高い「要注意ゾーン」となります。

妻がどれだけ働くのがベストのか？一般には妻の給料が160万に届かなければ、130万以下に抑えて夫の扶養に入り、配偶者控除または配偶者特別控除を受けた方がお得と思われれます。しかし一方で130万を超えると世帯での負担分は増えますが、将来的な公的年金も増える可能性があり、収入を増やした方が長期で考えるとお得な場合もあります。

アベノミクス政権で女性の社会進出を促進しようと、配偶者控除廃止案やサラリーマンの妻(第3号被保険者)からも年金保険料を徴収する案も出ています。

政治の動向に注意し、各ご家庭状況に適した労働ができるよう心



■□■—————10月の予定—————□■

【10月のお誕生日】

10月6日 奥 明浩さん
10月19日 今林政秋さん



【特別社内研修】全員強制参加

10月16日(木)

店舗営業は14:00で終了してください。

14:00～ コンプライアンス清掃

16:00～ 社内研修会

テーマ「不動産トラブル事例の対処法、解決

【月次報告会議】任意参加

10月7日(火)7:40～8:00

8:00～8:30は町内清掃を行います。

【素直塾】全員強制参加

10月7日(火)17:00～18:00

【月次営業会議・異見会】店長以上参加

10月14日(火)18:00～19:00

【早朝勉強会】任意参加

10月21日(火)8:30～9:50

【今月の社員】 鶴 奈都恵



皆さんは10月の行事というのを思い浮かべますか？私はここ数年で、ハロウィンが市民権を得てきたと思います。ただ、一部では仮装した軍団が迷惑行為をして、ツイッターにあげるなんてこともあるようですが。

ハロウィンの起源は古代ケルト人の秋の収穫祭と、悪霊払いの宗教行事だそうです。古代ケルト人の1年の終わりは10月31日で、その日に先祖の霊や、悪い精霊や魔女がやって来ると考えられていましたが、今ではすっかりアメリカの民間行事として定着して、宗教的意味合いはほぼなくなっています。ちなみに、カトリックはハロウィンをも民間行事として楽しむことを容認していますが、聖書に忠実であるべきとするプロテスタントでは賛否両論あるようです。

迷惑行為は別として、楽しいイベントが増えるのは生活に彩りを与えてくれるので良いですね。

